

福岡響ウインドオーケストラ規約

令和元年5月1日 制定
令和3年7月1日 改正
令和8年7月1日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本楽団は福岡響ウインドオーケストラと称する。

(事務所)

第2条 本楽団は事務局を団長の自宅に置く。

(活動拠点)

第3条 本楽団は下記を本楽団の活動拠点と定め毎週の練習会場とする。

福岡県福岡市博多区千代1丁目15-30
パピオビールーム (千代音楽・演劇練習場)

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本楽団は、音楽活動を通じ、団員相互の親睦と吹奏楽の普及発展を図ると共に市民文化の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本楽団は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1 定期演奏会をはじめとした楽団主催演奏会の開催
- 2 福岡吹奏楽連盟主催の演奏会（吹奏楽コンクールは除く）への出演、訪問演奏、依頼演奏等
- 3 練習（毎週木曜日 19:00～22:30）
- 4 強化練習・合宿
- 5 その他必要な事業

第3章 組織、役職および役員

(役職)

第6条 本楽団に次の組織および役職をおく。

- 1 三役（楽団の運営方針の検討、策定）
団長（楽団統括、渉外・連盟担当）
副団長（団長補佐、事務局統括、パートリーダー統括）
指揮者（音楽監督、選曲統括、選曲会議計画・練習計画の策定）
- 2 事務局（日々の活動の遂行）
副指揮者（指揮者補佐）
会計（楽団予算の策定、収支・予実管理）
ライブラリアン（楽団保有楽譜の管理、楽譜購入の手配）
庶務（備品等管理・購入、電報発送）

- 記録（活動内容の記録、配信）
- D X 推進（楽団 I T ツールの管理、活用推進）
- レクレーション（懇親会、レクレーションの企画・実施）
- 3 演奏会企画運営部（楽団主催演奏会、依頼演奏会の策定・計画・実行）
 - 企画部長（演奏会企画運営統括）
 - 企画副部長（企画部長補佐）
 - 広報・宣伝（パンフレット、チラシ作成、宣伝計画策定、後援申請手配）
 - 会場・ロビー（演奏会会場の設営、運営、スタッフ手配）
- 4 パートリーダー（パート統括）

（役職の選任）

第7条 前条の役職を担う役員は団員の互選とし、総会の承認を得る。ただし、事業年度途中で欠員が生じた場合は、速やかに団員の互選を行い、次回総会まで暫定的に職務を遂行する。

（役員任期）

第8条 役員任期は定めない。

第4章 会議

（会議の種類）

第9条 会議は、総会、三役会、事務局連絡会とする。

（総会）

第10条 総会は全団員で構成する。

- 1 総会は定時総会を年1回とし、年度初に団長がこれを召集する。
- 2 その他団長が必要と認めるとき、または団員の3分の1以上の請求があったときは団長が臨時にこれを召集する。

第11条 総会は次の事項を決定する。

- 1 規約の決定および改廃に関する承認
- 2 運営の方針および事業の報告に関する承認
- 3 予算の決定および決算の承認
- 4 役員選任に関する承認
- 5 その他重要事項の承認

第12条 総会の議長は団長が務める。

（三役会）

第13条 三役会は団長、副団長および指揮者で構成し、必要に応じ団長が召集する。

第14条 三役会は次の事項を決定する。

- 1 日常の運営・事業の具体案に関する決定
- 2 総会に提案することの事項の決定
- 3 総会の権限に属せしめられた事項以外の事項の決定
- 4 その他日常の業務遂行に必要な事項の決定

（事務局連絡会）

第15条 事務局連絡会は第6条に定める各役職の長を担う役員で構成し、必要に応じ団長がこれを召集する。

（会議の進行と定足数）

第16条 会議の議長は次の通りとする。

- 1 三役会の議長は団長とする。
- 2 事務局連絡会の議長は副団長とする。

第17条 会議は構成員の過半数で成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

第18条 会議の議決は出席の過半数の賛成で決定する。可否同数の場合は議長の決すると

ころによる。ただし、本規約の改廃については出席の3分の2以上の賛成を必要とする。

第5章 入団

(入団申込)

第19条 入団を希望する者は、下記の事項を誓約のうえ団長に申し出るものとする。

- 1 団の目的に賛同し、規約を遵守できること
- 2 楽器経験があり、自ら楽器を準備できること（打楽器以外）
- 3 練習、および演奏会に参加できること
- 4 毎月定められた額の団費を納めること
- 5 高等学校入学に相当する年齢（以下「高校生等」という。）以上であること

第6章 会計

(活動費)

第20条 本楽団の団費は毎月2,000円（高校生等1,000円）とし、本楽団の活動経費に充てる。

第21条 演奏会負担金等、活動費に不足がある場合、別途団員から必要な額の活動費を徴収することができる。

(会計年度)

第22条 本楽団の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わるものとする。

第7章 補則

(禁止事項)

第23条 本楽団においては下記の事項を禁止し、下記の事項を行った者に対しては、退団の勧告、または除名する。

- 1 宗教活動、政治活動、及びそれに類する行為
- 2 個人情報、及びそれに類するもの、楽団の機密情報の持ち出し、複製、SNS等への投稿
- 3 セクハラ、パワハラに相当する行為
- 4 上記に加え、楽団が不適切と認めた行為

(その他)

第24条 この規約に定めるものの他、細則を設ける。

附則

この規約は、令和元年5月1日から施行する。

この規約は、令和3年7月1日から改正施行する。

この規約は、令和8年7月1日から改正施行する。

以上

福岡響ウインドオーケストラ組織図

